

東海ろうきんってどんな金融機関?

東海ろうきんについて

東海ろうきんは、働く人のための協同組織の福祉金融機関です。
東海3県(愛知県、岐阜県、三重県)にお住まいまたはお勤めの方がご利用いただけます。

東海ろうきんは「銀行」とどう違う?

ココが違います

01

日本で唯一の
"働く仲間がつくった"
協同組織の福祉金融機関です。

02

〈ろうきん〉は、
営利を目的としない
生活応援バンクです。

03

利益は、
商品やサービスを通じて
働くみなさまに還元します。

ろうきん



労働組合や生活協同組合の仲間が、お互いを助け合う
ために資金を出しあい、利用しあって運営。

- 働く人を中心に融資
- 働く人の生活の向上ニーズに応える金融機関

銀行



資金を出している株主の意見を聞いて運営し、
利益は利用者ではなく株主に還元。

- 企業を中心に融資
- 企業の資金ニーズに応える

預金・ローンなどの商品やサービス内容は、一般の銀行と変わりません。

基本姿勢・運営

〈ろうきん〉は、働く仲間たちの助け合いの精神から生まれた生活応援バンクです。

社会的な役割も、暮らしに役立つプランやサービスも、すべてが働く人の視点から発想されたもの。
働く仲間たちの暮らしを見つめ、ニーズをつかみ、そしてより良い生活を送るための
アドバイスを提案できる、働く人にとっていちばん身近な金融機関でありたいと思います。

01 目的

働く人のための金融機関

02 運営

営利を目的としない金融機関

03 運用

生活者本位に考える金融機関

もっと知りたい方は

〈東海ろうきん〉の最新情報をご案内しています。

インターネットホームページ

<https://tokai.rokin.or.jp/>

東海ろうきん

検索



本冊子は法務省作成の「法教育リーフレット(18歳を迎える君へ)」をもとに東海ろうきんが作成しています。

2022年2月1日現在 2021-166-3 PN



18歳を迎える

皆さまへ

2022年4月1日から

成年年齢が18歳に



健全・安心・貢献
東海ろうきん

オトナ(成年)になったらできること



Q どこから「オトナ」なの？

A

一般的な基準としては、民法が定める「成年」の年齢に達している人が「オトナ」です。一方、成年年齢に達していない人は「未成年者」となります。成年年齢に達した人は、法律上は親権者の保護を受けることなく自立した個人として、親の同意を得なくても、自分の意思で契約するなどさまざまなことができるようになります。

Q なぜ成年年齢を20歳から18歳に引き下げるの？

A

18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的としており、世界的にも18歳を成年年齢とするのが主流です。またすでに、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢は、18歳に引き下げられています。

Q いつから18歳が成年になるの？

A

2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。そのため、2022年4月2日～2004年4月1日生まれの人は、2022年4月1日に成年となります。2004年4月2日以降に生まれた人は、18歳の誕生日から成年となります。

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
2002年4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降	18歳の誕生日	18歳

2022年4月1日から18歳になったらできること

18歳になったらできることの例

契約

親の同意がなくても、自分一人の意思でさまざまな契約をすることができます。

契約の例

- スマートフォンを購入する。
- 一人暮らしのためにアパートを借りる。
- ローンを組んで自動車などを購入する(返済能力を超えるローンと認められて契約できないこともあります)。
- クレジットカードをつくる(支払い能力の審査の結果、カードがつかれないこともあります)。

結婚

女性の婚姻開始年齢が16歳から、男性と同じ18歳に変わります。これは現代の社会・経済の複雑化や、高校進学率の上昇などから、結婚に少なくとも18歳程度の成熟が必要という理由からです。

その他できるようになること

- 10年有効パスポートの取得
- 一部の国家資格の取得と資格に基づく就職
- 性同一性障がい者の性別変更請求
- 外国人の帰化申請 など

現在でも18歳になったらできること

- 普通自動車運転免許の取得
- 選挙の投票や選挙運動
- 国民投票の投票
- 男性の結婚

2022年4月1日以降も20歳にならないとできないこと

20歳にならないとできないことの例

飲酒

「お酒」についての年齢制限は、20歳のまま維持されます。これは飲酒による健康被害などが懸念されるという理由からです。



喫煙

「たばこ」についての年齢制限も、飲酒と同様20歳のまま維持されます。喫煙による健康被害などが懸念されるからです。



公営ギャンブル

以下の4つの公営ギャンブルの年齢制限については、20歳のまま維持されます。

- 競馬
- 競艇(ボートレース)
- 競輪
- オートレース

これは、ギャンブル依存症への対策などの観点によるものです。



国民年金

国民年金の被保険者資格を得るのは、従来どおり20歳になってからです。

つまり、国民年金保険料の納付義務が発生するのも、20歳になってからになります。

その他の変わらないこと

- 養子をとることができる年齢
- 大型・中型運転免許の取得年齢
- 児童自立生活援助事業の対象年齢の上限
- 養育費を支払う対象の年齢の上限 など

18歳と17歳で何が違うの？

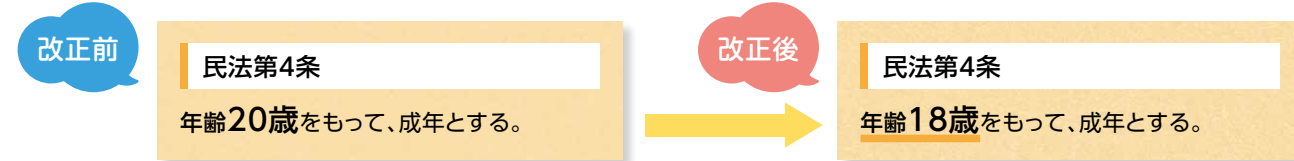


法律が改正され、「成年」となる年齢が18歳に変わります。
成年になると未成年者取消しはできなくなります。

民法の改正

2018年(平成30年)6月に、成年年齢を18歳に引き下げることなどを内容とする法律*が成立しました。
2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で「成年」と扱われます。

※「民法の一部を改正する法律」



契約における違い

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消し)。

成年になると、未成年者取消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。

民法第5条第1項

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

民法第5条第2項

前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

※契約を結ぶことなどを「法律行為」といいます。おこづかいや仕送りの範囲なら一人でも契約できます。

身近な契約の例

部屋を借りる



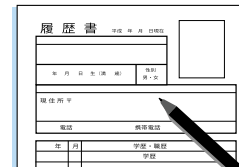
賃貸借契約

欲しいものを買う



売買契約

就職をする



雇用契約

契約の基本



私たちは、毎日の生活の中で、実は色々な契約を結びます。
これは契約自由の原則が存在するからです。

契約とは

契約は、当事者双方の意思表示(考えを表すこと)が合致することによって成立するものです。



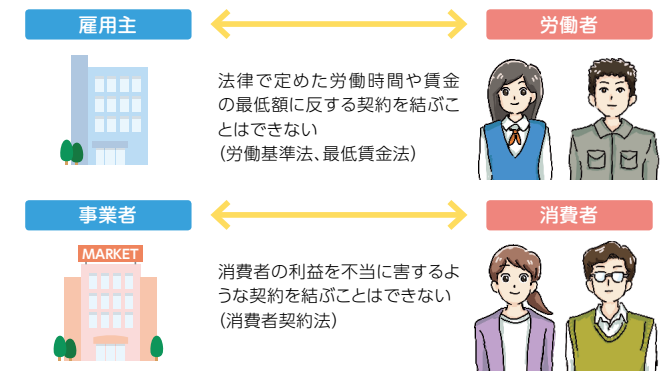
契約自由の原則

契約は当事者の自由な意思に基づいて結ぶことができます。当事者間で結ばれた契約に対しては、国家は干渉せず、その内容を尊重しなければなりません。これを契約自由の原則といいます。「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」、「どのような契約内容にするか」について、当事者は自由に決めることができます。



契約自由の原則の例外

契約を結ぶ当事者の中には、「雇用主と労働者」、「事業者と消費者」など、必ずしも対等な関係とはいえないものがあります。このような関係において「契約自由の原則」を貫くと、力のある者に有利な契約ばかりが成立することになりかねません。そのため、労働者や消費者といった立場の弱い者を保護する観点から、一定の関係においては、法律によって契約自由の原則の例外が設けられています。



契約はいつ成立するんだろう？



お互いの意思表示が合致すると契約は成立します。
原則として、口頭の約束でもよいとされています。



あなたと友人の間で、「意思表示の合致」は次の①～④のいつにあたるでしょう？

① ゲーム機を買いだいたいんだけどもう少し安くならないかな。

② 先にお金を払ってくれるなら、3万円で売ってあげよ。

③ じゃあ、3万円で買おう!!

④ 分かった!

やったー!

3 の時点が、正解です。

- ① は契約を結ぶ前の交渉で、
- ② で友人があなたに契約の申込みをし、
- ③ であなたがこれを承諾したことで、二人の意思表示が合致したことになります。

契約が成立したらどうなる？

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。



- 代金の支払いを求める権利
- ゲーム機を引き渡す義務



- ゲーム機の引渡しを求める権利
- 代金を支払う義務

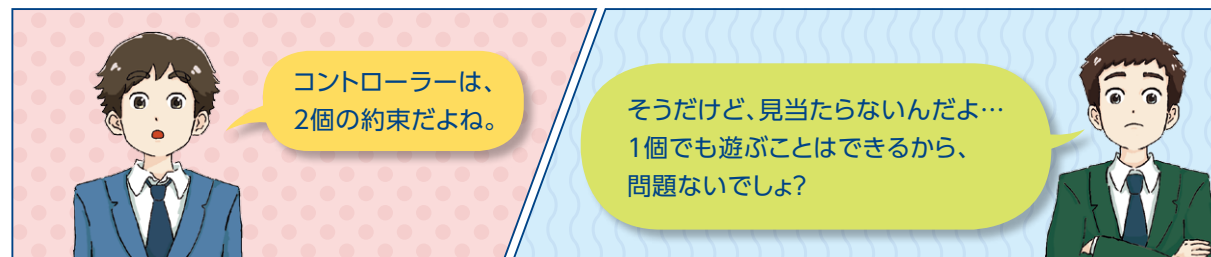
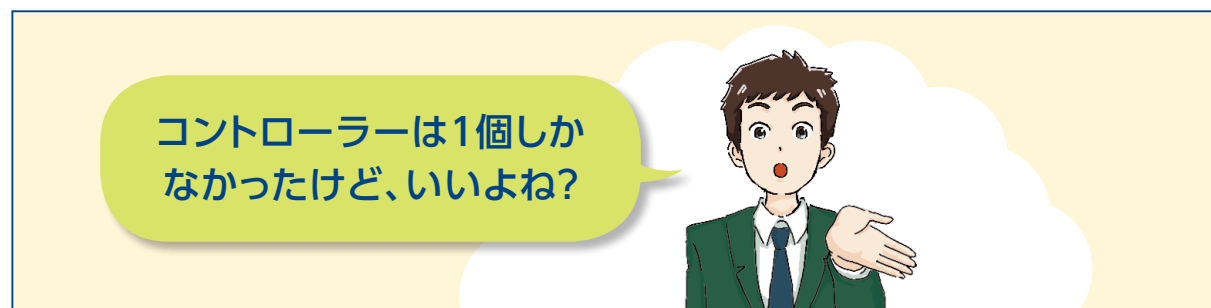
僕は友人に対して、「ゲーム機の引渡しを求める権利」を手に入れるとともに、「代金を支払う義務」を負うのか!!



契約の拘束力について学ぼう



契約した当事者は、契約した内容を守らなければなりません。
このように一度、契約が成立すると、拘束力が生じます。



契約が成立していると、そういうわけにはいきません

契約の拘束力

一度契約が成立すると、合意した内容をお互いを守る義務が発生します。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません。これらを認めてしまうと、皆が安心して契約を結ぶことができなくなるからです。これを「契約の拘束力」といいます。もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。

引き渡された物に問題があったとき、何かできることはある??

- ① 売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うとき
→ 買主は売主に、その物の修理や補充、新しい物との交換を求めることができます。
- ② 売主が①の修理や補充、交換の請求に応じないとき
→ 買主は売主に、代金の減額を求めることができます。
- ③ 引き渡された物が完全に壊れていて修理ができないときなど
→ 買主は契約を解除して、売主に代金の返金を求めることができます。

その他に、買主に損害が生じていたときは、その損害を金銭で賠償してもらえる場合があります。

※売主が物を引き渡さないときは、③と同様に買主は契約を解除して売主に代金の返金を求めることができます。



売主



買主

- 例
- ① ゲーム機を修理してください (又は、代わりのゲーム機をください)
 - ② 代金を減額してください
 - ③ 契約を解除します

若者は、ここを狙われる?



成年になると、どうして狙われやすくなるのか、理解しておきましょう。

1

知識・経験の不足に付け込まれて契約してしまう

契約の内容をよく理解しなかったり、よく確認しないまま、相手の誘いに乗って署名や捺印をしてしまう。



2

「絶対に儲かる」など、うまい話に弱い

「絶対に儲かる」「お金を増やせる」などの、うまい話にのせられて、高額な商品やサービスなどの契約をしてしまう。



3

断りにくい状況に追い込まれる

断ろうとしても「今日中なら安価で契約できる」「すでにあなたの担当者が決まっている」などと断りにくい状況に追い込まれる。



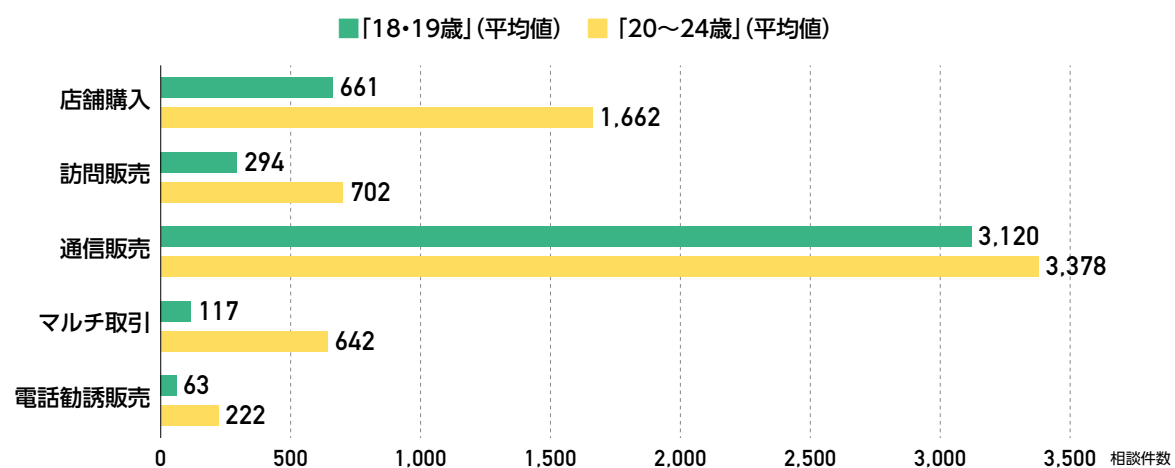
4

「お金がない」ことを理由に断っても借金やクレジット契約を勧められる

勧誘を断ろうと「今はお金がない」と答えたと、「すぐに元が取れるから」と借金やローンを強引に勧められる。



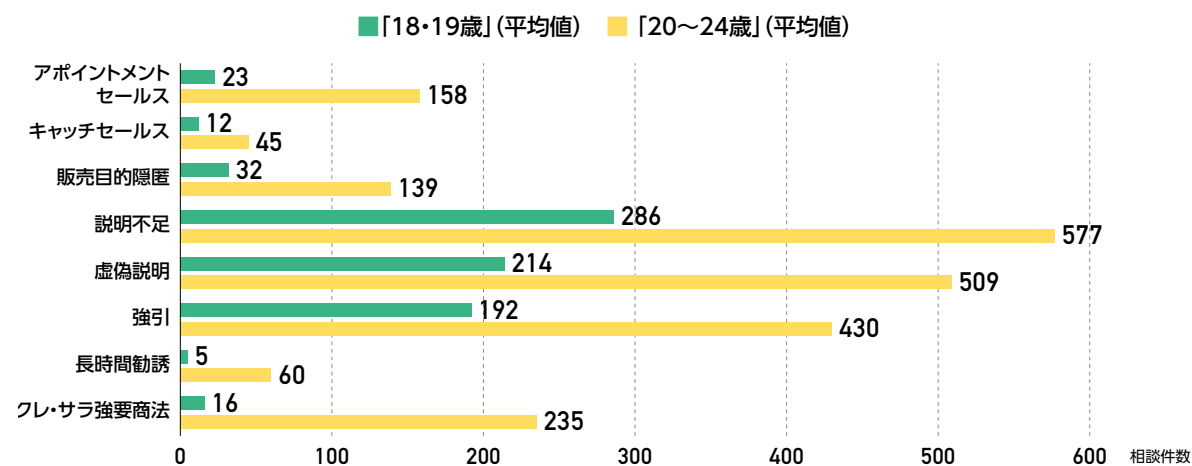
「18・19歳」「20～24歳」の販売購入形態別相談件数



・店舗購入：「エステティックサービス」(脱毛エステ、痩身エステ、美顔エステなど)「賃貸アパート・マンション」「医療サービス」(医療脱毛、包茎手術等の美容医療など)
 ・訪問販売：「電気」「インターネット接続回線」
 ・通信販売：「健康食品」(ダイエットサプリメント、バスタップサプリメントなど)「化粧品」(除毛剤など)「紳士・婦人洋服」「デジタルコンテンツその他」(情報商材など)
 ・マルチ取引：「内職・副業その他」(オンラインカジノのアフィリエイト、副業サイトなど)「デジタルコンテンツその他」(情報商材など)「ファンド型投資商品」(暗号資産(仮想通貨)への投資など)「化粧品」(化粧品全般、化粧品セットなど)「教養娯楽・資格教材」(投資用USBなど)
 ・電話勧誘販売：「デジタルコンテンツその他」(情報商材など)「内職・副業その他」(副業サイトなど)

※資料：(独)国民生活センター 報道発表資料 狙われる!?18歳・19歳「金」と「美」の消費者トラブルに気をつけて!(2021年4月8日)より

「18・19歳」「20～24歳」の販売方法・手口別相談件数



※資料：(独)国民生活センター 報道発表資料 狙われる!?18歳・19歳「金」と「美」の消費者トラブルに気をつけて!(2021年4月8日)より

消費者トラブル相談例

例 ○○の通信販売

お試し購入のつもりが定期購入に



「お試し価格980円」との化粧クリームのインターネット広告を見つけ注文し、数日後に商品が届いた。しかし、翌月も同じ商品が届き、今度は6,000円を請求され驚いた。あらためて販売会社のサイトをよく確認したところ、「最低6回の継続購入が条件。2回目以降は通常価格の6,000円での販売」と記載されていた。

- インターネット通販などで、「初回」「モニター」「お試し」などの表現があれば、定期購入の可能性があります。支払い総額は?契約期間は?解約や返品は可能か?など、大事な条件は注文前によく確認しましょう!
- トラブルに備えて、注文内容や事業者への連絡履歴などの記録を保存しておきましょう!



例 情報商材

「簡単に儲かる」と言われたが全くの期待外れ



インターネットで「誰でも簡単に儲かる方法」との情報商材の広告を見つけ、副業になると思い、代金20万円をクレジットカードで支払う手続きをした。すぐに情報商材がメールで届いたが、読んでも意味がよくわからず、簡単に儲かると思えない。

- 情報商材とは、インターネット通販などで、「簡単に稼ぐためのノウハウ」などと称して販売されている情報のことで、PDFなどの電子媒体、動画、アプリケーション等があります。しかし、契約前に中身を確かめられないため、トラブルになりがちです。また、情報商材をきっかけにさらに高額なコンサルティングやセミナー等の契約に誘導されるケースも、見られ、注意が必要です。
- 販売業者が「返金保証」とうたっていても応じないケースや連絡がつかなくなるケースもあります。広告や体験談を安易に信用しないでください。



クーリング・オフ制度について



キャッチセールスや電話での勧誘など、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます。

クーリング・オフとは

いったん契約の申込みや契約の締結をした場合でも、一定期間内であれば契約の申込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。受け取った商品は事業者負担で返品でき、支払ったお金は返してもらえます。サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はなく、損害賠償や違約金も請求されません。特定商取引に関する法律(特定商取引法)では、訪問販売など一定の取引(表1)がクーリング・オフの対象取引として定められています。クーリング・オフの通知は書面で行います。(表2)

表1 特定商取引法でのクーリング・オフ対象取引とクーリング・オフ期間(契約書面を受領した日を含める)

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申し込みをさせる販売形態	8日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する取引形態(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療) ※一部の美容医療とは…脱毛、にきび・しみなどの除去、歯のホワイトニングなど	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られる」と言って連鎖的に販売組織を拡大する取引形態	20日間
業務提供誘引販売取引(サイドビジネス・モニター商法など)	仕事などを提供する前提で、仕事に必要な商品を買わせる販売形態 「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額なパソコンや教材などを売りつける「サイドビジネス商法」や、「購入した商品についてレポート提出するとモニター料などの収入が得られる」と言って高額な商品を販売する「モニター商法」など	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る取引形態	8日間

クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書(はがき)で通知します。
(期間内にはがきを出せば、事業者に届いていなくても有効です)
- ◎はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。

表2 はがきの記入例

<p>郵便はがき</p> <p>〒□□□□□□</p> <p>○○市○○区○○町 ○丁目○番○号</p> <p>○○○○会社 代表者様</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>①契約年月日 ○○年○○月○○日</p> <p>②商品名(またはサービス名) ○○○○○○</p> <p>③契約金額 ○○○○円</p> <p>④販売会社名 ○○○○会社</p> <p>⑤担当者名 ○○○○氏</p> <p>上記日付の契約は解除します。 なお、既払額の○○○円を返金し、 商品を引き取ってください。 ○○年○○月○○日</p> <p>(契約者) 住所 氏名</p>
---------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為があると、期限が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください。

トラブルが起きたら?



自分でトラブルを解決できないときは、第三者の助けを借りることができます。自分の権利を実現する方法を知っておきましょう。

契約の相手方が自ら義務を果たさない場合、どのような手段で解決すればよいのでしょうか?

相手が請求に応じないときは、どうしたらいいのかなあ。

トラブル例

- 代金を支払ったのに商品が届かない。
- 見本と違うものが送られてきた。

話し合いで解決できないこともありそう。なんだか契約を結ぶのが不安だな。

裁判による紛争解決 (民事トラブルの場合)



裁判所が、当事者双方の主張を聞き、提出された書類や証人を調べた上で、当事者の権利が認められるかを法に照らして判断し、判決によって紛争を解決します。判決に至る前に、裁判所が間に入って当事者の話し合いによる解決を促し、当事者が互いに譲り

合って解決内容を合意する和解もあります。

裁判以外の中立・公正な 第三者による紛争解決(ADR※)

当事者と利害関係のない公正中立な第三者が間に入り、当事者同士に話し合いを促し、利害を調整して、トラブルを解決する方法(調停)などがあります。

調停には民間事業者が行う調停のほか、裁判所が行う調停もあります。



※ADR…Alternative Dispute Resolution



ひとりで悩まないで!ここに連絡すれば専門家が相談に乗ってくれるよ!



法的トラブルで悩んだときは
法テラス・サポートダイヤル

0570-078374
(IP電話からは:03-6745-5600)

お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談機関・団体に関する情報を、電話やメールにより無料で提供します。

消費者トラブルなど、困ったことが起きたときは
消費者ホットライン

188

地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センターや、消費生活相談窓口を案内します。相談窓口では、消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。

法律の専門家に直接アクセスするなら

全国の弁護士会・弁護士会連合会

司法書士総合相談センター